

介護施設等に対するサービス継続支援事業（食料品等購入費等） Q&A

令和8年4月8日現在

番号	内容	質問	回答
1	対象施設等について	今回の補助金（食料品等購入費等）について、対象となる施設等を教えてください。	対象となるのは、令和7年12月12日（基準日）時点において、山口県内（下関市を含む）に所在する実施要綱別添1に記載されている介護報酬等で運営されている施設等（以下「介護施設等」という。）となります。また、基準日時点において事業活動を行っており、今後も事業継続意思があることが必要です。
2	対象施設等について	今後、廃業を視野に入れて運営している施設等は、対象事業所に含まれますか。	令和7年12月12日（基準日）時点で開設している介護施設等であっても、廃止が決定しているについては対象外です。
3	対象施設等について	休止中の施設等は対象に含まれますか。	令和7年12月12日時点（基準日）時点で休止中の介護施設等であっても、申請時点で再開を提出し、事業を再開している場合は対象です。
4	対象施設等について	今後、開設予定の施設等は対象になりますか。	令和7年12月12日時点（基準日）で開設、運営していない場合は対象外です。
5	対象施設等について	公立の介護施設は対象になりますか。	対象になります。
6	対象施設等について	施設の定員数の基準日はいつですか。	令和7年4月1日とします。ただし、令和8年4月1日と著しい差が生じている場合は、事務局まで御相談ください。
7	対象施設等について	施設等は山口県内にあるものの、本社が山口県内にない場合、申請できますか。	本社が山口県外であっても、山口県内を所在地とする介護施設等が存在する場合は、当該施設等分については対象となります。ただし、県外に所在地を有する施設等については、本補助金の対象外ですので、申請の際にはご注意ください。
8	申請方法について	申請方法はどのようにすればいいですか。	ホームページに申請書（エクセルファイル）を掲載しています。ダウンロードしていただき、シートの案内及びコメント等を参考にご入力ください。入力後は原則メールで事務局（送信先はホームページ等に掲載）にお送りください。 ※提出先は県ではありません。お間違えの無いようご注意ください。
9	申請方法について	郵送での申請はできますか。	申請については、原則オンライン（メール）にてお願いします。オンラインでの申請が困難な方は、事務局へご相談ください。
10	申請方法について	複数の事業所を運営する場合、事業所毎に申請することになりますか。	重複や漏れを防ぐため、法人単位で1度の申請をお願いします。
11	申請方法について	交付申請書（別記第1号様式）に部署名の欄がありますが、部署がない場合、どのように記載したらよいですか。	部署がない場合、空欄で構いません。
12	提出書類について	申請書類は何か必要ですか。	申請に必要な書類は、次の4つです。 （1）介護施設等に対するサービス継続支援事業（食料品等購入費等）に係る交付申請書（別記第2号様式） （2）事業所・施設別申請額一覧表（様式1） （3）介護施設等に対するサービス継続支援事業（食料品等購入費等）に関する事業実施計画書（様式2）※申請施設等ごとに作成 （4）振込先口座申出書（様式3）  申請書ファイル内に4つとも含まれていますので、作成後のファイルをお送りいただければ申請が完了します。
13	提出書類について	添付資料として、支出（予定）内容を証明する資料（見積書、領収書、支払記録等）の提出は必要ですか。	支出（予定）内容を証明する資料（見積書、領収書、支払記録等）は、県から求めがあった場合に速やかに提出できるよう、介護施設等で適切に保管してください。
14	対象経費について	いつから発生した経費が対象となりますか。	令和8年4月から令和8年12月までの経費を対象とします。
15	対象経費について	様式2の確認事項に「支出予定の費用について、重点支援交付金と重複は生じていない。」と記載されていますが、本年度の山口県介護施設等物価高騰対策支援事業補助金（以下、物価高騰補助金という）を申請する場合、本補助金の申請は不可となりますか。	両補助金とも申請可能です。 本補助金申請時に記載いただく所要額（令和8年4月から令和8年12月までの支出見込額）から物価高騰補助金申請額を差引する必要があります（様式の記載欄どおりに記載いただければ自動計算されます）。
16	対象経費について	令和8年4月から令和8年12月までの支出見込額から物価高騰補助金申請額を差引する理由を教えてください。	本補助金は重点支援交付金事業と対象経費が重複することは認められていないことから、重点支援交付金を活用した物価高騰補助金については、対象経費から差引することで重複していないことを確認するものです。 ただし、差引後の対象経費と補助上限額を比較して、差引後の対象経費が補助上限額を上回る場合、補助上限額が申請額となります（物価高騰補助金申請分が補助上限額から減額されるものではありません）。 なお、物価高騰補助金に限らず、対象経費が重複する他の補助金や重点支援交付金との重複は認められませんので、御留意ください。

17	対象経費について	食料品の購入費のほか食事の準備の外注費（セントラルキッチンの利用など、食事の準備の委託費等）は対象ですか。	対象となります。
18	対象経費について	食事提供に係る職員の賃金も対象ですか。	対象外です。 施設職員の賃金に充てることはできません。
19	対象経費について	食料品の購入のためのギフトカードの購入費は対象ですか。	対象外です。
20	申請後の手続き等について	交付申請を行い、交付決定を受けた後はどのような手続きが必要ですか。	令和8年12月末までに事業完了をしていただき、事業完了後、実績報告書を御提出いただくこととなります。 なお、実績報告の提出期限等につきましては、令和9年1月頃を予定しておりますが、別途お問い合わせのぶやまぐち等でお知らせします。
21	申請後の手続き等について	交付決定はいつ頃でしょうか。	申請受付期限（6月30日）後に交付決定を行うこととしておりますので、7月中旬頃を予定しております。
22	申請後の手続き等について	補助金が振り込まれる時期はいつ頃でしょうか。	交付決定後、県にて支払の手続きを行い、8月中下旬頃にお支払いする予定です。
23	申請後の手続き等について	仕入控除税額の報告は必要ですか。	消費税及び地方消費税は補助対象としておりませんので、仕入控除税額の報告は不要です。